

事業概要

1 目的

本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とします。

2 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟で、平成26年10月に交付された消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）等により新たに以下に掲げる整備を実施する義務が生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、以下に掲げる事業を行うものに対して交付するものとします。

- （1）スプリンクラー施設整備（パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む。）
- （2）自動火災報知設備整備

*** 新規設置のみが補助の対象となります。設置済みのスプリンクラー等の更新は補助の対象外となりますのでご留意願います。**

* 「自動火災報知設備」については、経過措置が平成30年3月31日までのため、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（平成26年3月28日消防予第118号）4（2）に該当する場合のみ認められます。

3 補助額

- （1）スプリンクラー施設整備（パッケージ型自動消火設備を含む）

補助額は、基準額と実際にかかる工事費とを比較して少ない方の額に 2分の1 を乗じて得た額。

消火ポンプユニットを整備する場合は(a)、(b)に限り1施設当たり2,460千円を基準額に加算する。

- (a) 通常型スプリンクラー 対象面積1平方メートル当たり 基準単価 24千円
- (b) 水道連結型スプリンクラー 対象面積1平方メートル当たり 基準単価 23千円
- (c) パッケージ型自動消火設備 対象面積1平方メートル当たり 基準単価 28千円
- (d) 消防法施行令第32条適用設備 対象面積1平方メートル当たり 基準単価 27千円

- （2）自動火災報知設備整備

基準額（1か所当たり1,279千円）と実際にかかる工事費を比較して少ない額

* 「1か所あたり」とは、補助1施設当たり1か所という意味であり、例えば1施設で複数棟に自動火災報知設備を設置する場合においても基準額は1,279千円となります。

なお、スプリンクラー施設整備については、1つの施設が補助対象となる棟を複数所有している場合、棟ごとに申請することが可能です。

4 その他

事業計画書の提出にあたっては、実施要綱、交付要綱及び別添提出書類の作成要領の内容を十分に把握した上でご提出願います。

また、様式2を作成する際は、記載例を参考にご記入願います。

本事業により整備した財産については、財産処分制限期間（消火設備は8年）が経過する前に処分（譲渡、転用、取り壊し等）した場合は補助金の返還が必要となる場合があります。

本事業は、国庫補助事業であり、国の予算の範囲内において補助金が交付されます。そのため、全国の申請状況によっては、事業計画書をご提出いただいても補助金が交付されない場合や、補助金額が減額されることがあります。

また、本事業を活用される場合は、令和7年度で確実に事業を終了させてください。

（事業計画書を提出されない医療機関へ）

本事業については国の予算に基づき実施しています。

令和7年度本事業を実施する予定ですが、本事業が令和8年度以降引き続き実施されるかは不明です。

スプリンクラー設備の設置が必要な医療機関は、令和7年度事業の活用を検討してください。

《 注意 》

正当な理由なく安易な取り下げ等を行わないよう、十分な協議を経た上で提出してください。

やむを得ず申請後に取り下げの必要が出た場合は、国の交付決定後15日以内に取り下げ申請を行うか、同年度1月20日までに変更交付申請を行う必要があります。

（参考）

消防法施行令の一部改正により、スプリンクラー等の設置基準の見直しがされています。

スプリンクラー設置が必要な施設

- 皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、産婦人科、産科、婦人科、歯科以外の診療科目名を有する有床診療所で、4床以上の病床を有するもの。
- 皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、産婦人科、産科、婦人科、歯科以外の診療科目名を有する病院で、一般病床又は療養病床を有するもの。

なお、既存建物の設置期限は令和7年6月30日までとなります。